

# ワンポイントアドバイス

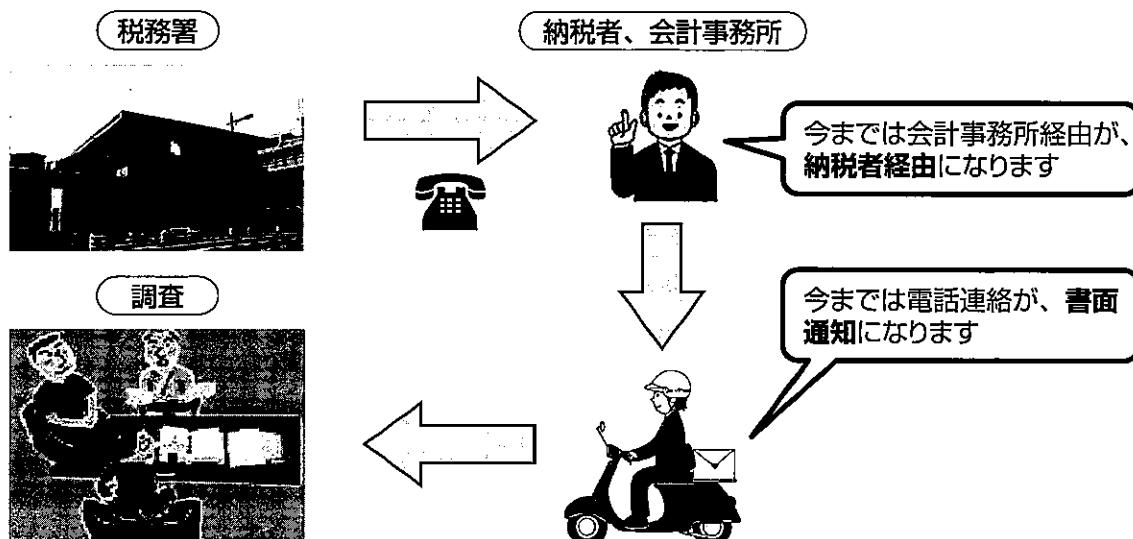
## ここが変わる税務調査方法

平成25年1月1日以降の調査について書面の通知を原則とするようになりました。

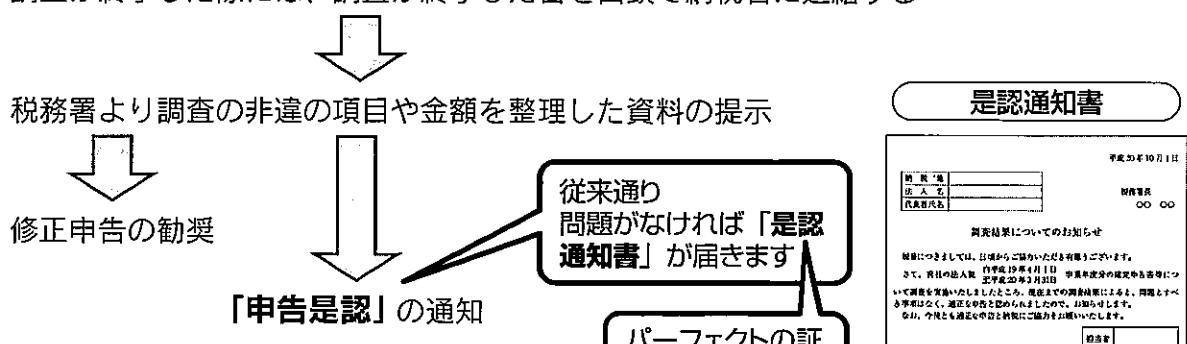
### 税務調査の手順は・・・

従来との相違として、電話により会計事務所経由で日程が組まれていましたが、平成25年1月1日以降は税務署から電話により、納税者にも日程確認の連絡をするようになります(この時会計事務所等と調整することができます)。

その後、いままではなかった書面が納税者に届きます(記載項目は、調査の目的、税目、期間、必要な帳票類、納税者の氏名、住所、担当者の氏名及び所属)。



調査が終了した際には、調査が終了した旨を口頭で納税者に連絡する



1月の花 蝶梅(ロウバイ)

詳しい内容やご質問がございましたら、

TEL : 06-6313-1369まで  
お問い合わせください。